

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第16号

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

郡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年郡山市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費)</p> <p>第14条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とし、法第51条の15第2項に規定する特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）及び<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価</u>（平成18年厚生労働省告示第539号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当</p>	<p>(特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費又は特例計画相談支援給付費)</p> <p>第14条 法第30条第3項に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とし、法第51条の15第2項に規定する特例地域相談支援給付費の額は、法第51条の14第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）とする。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）</p> <p>(2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当</p>

障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）

2～6 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害福祉サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び厚生労働大臣が定める一単位の単価により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）

2～6 （略）